

岡崎市バス運行対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）は、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、その実施に要する経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、別表1～5に掲げる乗合バス事業及び岡崎・西尾線における減収補てんにかかる事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行う交通事業者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、別表1～5の各表内に掲げる期間で、実運行がなされた期間を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号によるものとし、経常費用、経常収益及び減収補てん額の算定にあたっては別紙のとおりとする。

- (1) 別表1、2及び別表4、5に掲げる区間に係る補助対象経費は、補助事業に要する当該バス運行路線の経常費用から経常収益を差し引いた額（千円未満切捨て）とする。
- (2) 別表3に掲げる区間に係る補助対象経費は、経常費用の20分の11の額から経常収益を差し引いた額（千円未満切上げ）とする。

(補助金の交付額)

第6条 この補助金の交付額は、第5条により算出して得た補助対象経費の額以内の額とし、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に基づく補助金等交付申請書（様式第1号）に関係添付書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は規則に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1、2、5に掲げる区間に係る補助事業
 - ア 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
 - イ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
 - ウ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
 - エ 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
 - オ 国補助及び県補助の対象路線については、交付申請書及び交付決定通知書の写し
 - カ 補助金交付申請額の算定書
- (2) 別表3に掲げる区間に係る補助事業

- ア 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
 - イ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
 - ウ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
 - エ 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
 - オ 国補助及び県補助の対象路線については、交付申請書及び交付決定通知書の写し
 - カ 補助金交付申請額の算定書
- (3) 別表4に掲げる区間に係る補助事業
- ア 愛知県過疎バス路線輸送実績
 - イ 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
 - ウ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
 - エ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
 - オ 補助金交付申請額の算定書
- (4) 岡崎・西尾線における減収補てんにかかる補助事業
- ア 補助事業者の減収補てん額算定のための基礎的数値の算出書
 - イ 当該路線に係る停留所別輸送実績

(交付決定通知)

第8条 市長は、規則第6条に基づき補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）を規則第7条に基づき申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の申請)

第11条 補助事業者は、交付決定の内容に変更が生じたときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

(交付決定の変更及び通知)

第12条 補助事業者は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ、変更すべきものと認めるときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の変更の際して、必要な条件を付することができる。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。）の日（交付決定時において事業が完了している場合は交付決定の日）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の年度末のいずれか早い日までに、規則第10条に基づく補助事業等実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、補助事業等実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第11条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業が全て完了し、第13条の補助金の額の確定後補助事業者からの請求により交付する。

(検査等)

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付の決定の取消し)

第18条 交付の決定の取消しは、規則第13条の規定によるほか、補助事業者が次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(帳簿の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(資料の提供)

第20条 補助事業者は市長の求めに応じ、協議の上、本市バス事業に関する資料の提供をしなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成20年10月1日から施行する。

また、この補助要綱の施行に伴い、岡崎市バス路線経過的維持対策費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、施行日の前日までを補助対象期間に含む場合、当該期間についての補助金額の算出方法は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成22年10月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成24年6月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成24年9月25日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度に執行する補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

【別表比較】

	路線の性質	単価	経常経費上乘せの条件
別表 1	一般路線または国庫補助路線	キロ当たり事業者単価	平成19年2月及び平成22年2月に愛知県バス対策協議会に廃止の申出のあった路線
別表 2	一般路線または国庫補助路線		—
別表 3	国庫補助路線		—
別表 4	過疎バス路線	キロ当たり過疎バス(県)単価	平成19年2月に愛知県バス対策協議会に廃止の申出のあった路線
別表 5	経過観察路線	事業者単価(積上げ)	令和2年4月1日より新規運行する路線

岡崎市バス運行対策費補助金交付要綱第5条の規定に基づく経常費用、経常収益及び減収補てん額算定基準

1 経常費用の算出方法

(別表1～4に掲げるもの)

$$\text{経常費用} = \text{キロ当たり経常費用} \times \text{実車走行キロ}$$

キロ当たり経常費用は、以下の通り算出された額とする（いずれも銭未満については切捨てとする）。当該補助対象期間中に路線に変更が生ずる場合、その変更に従った実車走行キロとする（以下同じ）。

(1) キロ当たり経常費用

(別表1に掲げる区間に係る補助事業)

当該補助対象期間における補助事業者の一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書（昭和47年3月1日付け運輸省局長通達）第1表・総括表（以下「報告書」という。）より算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用に1.05を乗じた額

(別表2、3に掲げる区間に係る補助事業)

当該補助対象期間における補助事業者の報告書より算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用

(別表4に掲げる区間に係る補助事業)

当該補助対象期間における補助事業者の過去3年間の報告書における実績キロ当たり経常費用を平均して得られた額に1.05を乗じた額

(別表5に掲げるもの)

$$\text{経常費用} = \text{運行費} + \text{一般管理費}$$

(1) 運行費

補助対象期間の実績から算出した、運転士人件費＋事務人件費＋燃料油脂類＋車両減価償却費＋車両修繕費＋自動車諸税＋保険料＋その他経費

(2) 一般管理費

運行費の6%

2 経常収益の算出方法

(別表1、2及び別表4、5に掲げるもの)

$$\text{経常収益} = \text{営業収益 (運送収入 + 運送雑収入)} + \text{営業外収益} + \text{国庫補助金} \\ + \text{愛知県補助金}$$

(別表3に掲げるもの)

$$\text{経常収益} = \text{営業収益 (運送収入 + 運送雑収入)} + \text{営業外収益}$$

(1) 運送収入

(別表1～3及び別表5に掲げる区間に係る補助事業)

以下の計算により算出した①定期外収入、②定期収入を合計した額とする。

① 定期外収入

$$\text{定期外収入} = \text{ウ} \times \text{エ} = (\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{エ}$$

ア 利用実績：利用実態調査(※)により、調査した2日間の平均から走行1キロ当たり収入を算出する。

イ 実車走行キロ：補助対象期間中の実績

ウ 仮収入：上記ア×イにより算出する。

エ 調整率：利用実態調査を行った月の実績収入と補助対象期間中の実績収入(収入見込)との調整を図る。

- ・利用実態調査月のキロ当たり全路線運送収入 = A

- ・補助対象期間のキロ当たり全路線運送収入 = B

- ・調整率 = B / A

(※) 補助事業者において、市長が指定する月の土休日を除く平日(土休日のみ運行する路線は除く。)に、2日間以上行うものとする。以下同じ。

② 定期収入

$$\text{定期収入} = \text{ウ} \times \text{エ} = (\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{エ}$$

ア 利用実績：利用実態調査により、調査した2日間の平均から1日当たり収入(通勤・通学)を算出する。

イ 運行日数：補助対象期間中の総日数から運転休止(終日)した日数を減ずる。

ウ 仮収入：上記ア×イにより算出する。

エ 調整率：利用実態調査を行った月の実績収入と補助対象期間中の実績収入(収入見込)との調整を図る。

- ・利用実態調査月のキロ当たり全路線運送収入 = A

- ・補助対象期間のキロ当たり全路線運送収入 = B

- ・調整率 = B / A

(別表4に掲げる区間に係る補助事業)

次の算式により計算して得られた額とする。この場合において、1日当たりの運送収入は、運賃種別ごとの「1日当たり延人キロ×平均賃率×(1－割引率)」の総和とする。ただし、1日当たり延人キロは利用実態調査に基づき算出しなければならない。

運送収入 = 過疎バス運行区間^{※2}に係る1日当たりの運送収入×過疎バス運行期間^{※3}における実運行日

※2 過疎バス路線維持費補助金交付要綱において乗合バス路線及び市町村営バス路線に指定されたバス路線のうち、それぞれの市町村に係る部分

※3 各年度において、その前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの間

(2) 運送雑収入

(別表 1～3 及び別表 5 に掲げる区間に係る補助事業)

$$\text{運送雑収入 (路線)} = \text{キロ当たり運送雑収入} \times \text{実車走行キロ (路線)}$$

$$\cdot \text{キロ当たり運送雑収入} = \text{運送雑収入 (乗合事業)} \div \text{実車走行キロ (全路線)}$$

(別表 4 に掲げる区間に係る補助事業)

$$\text{運送雑収} = \text{運送収入} \times \left[\frac{\text{報告書における運送雑収入}}{\text{報告書における運送収入}} \right]$$

(3) 営業外収益

(別表 1～3 及び別表 5 に掲げる区間に係る補助事業)

$$\text{営業外収益 (路線)} = \text{キロ当たり営業外収益} \times \text{実車走行キロ (路線)} + \text{減収補てん額}$$

$$\cdot \text{キロ当たり営業外収益} = \text{営業外収益 (乗合事業)} \div \text{実車走行キロ (全路線)}$$

(別表 4 に掲げる区間に係る補助事業)

$$\text{営業外収益} = \text{運送収入} \times \left[\frac{\text{報告書における営業外収益}}{\text{報告書における運送収益}} \right]$$

(4) 国庫補助金及び愛知県補助金

当該補助対象路線に係る国及び県から交付を受けた補助金の額をいう。

3 減収補てん額

補助金を受けようとする会計年度の9月末までの1年間を補助対象期間とし、岡崎・西尾線における藤田医科大学岡崎医療センターへの延伸に伴う運賃調整による減収補てん額を補助対象経費として下記の通り算出し、補助事業者は営業外収益に含めることとする。

$$\text{減収補てん額} = \text{定期外利用減収額} + \text{通勤定期利用減収額} + \text{通学定期利用減収額}$$

(1) 利用減収額

$$\text{利用減収額} = \text{ウ} \times \text{エ} = (\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{エ}$$

ア 利用実績：利用実態調査により、調査した2日間の平均から1日当たり利用減収額（定期外、通勤定期、通学定期）を算出する。

イ 運行日数：補助対象期間中の総日数から運転休止（終日）した日数を減ずる。

ウ 仮収入：上記ア×イにより算出する。

エ 調整率：利用実態調査を行った月の実績収入と補助対象期間中の実績収入（収入見込）との調整を図る。

- ・ 利用実態調査月のキロ当たり全路線運送収入 = A

- ・ 補助対象期間のキロ当たり全路線運送収入 = B

- ・ 調整率 = B / A